

商店街共創ネットワーク事業業務委託仕様書

本仕様書は、商店街共創ネットワーク事業業務委託について、長崎県商店街振興組合連合会（以下「委託者」という。）が受託事業者（以下「受託者」という。）に対する委託業務内容を示すものである。

1. 事業の目的

地域活性化に取り組む商店街が、地域の関係者や商店街人材※と連携をしながら地域課題の解決や活性化につながる手法を学び合い、アイデアを練り上げるプログラム（以下、「プログラム」という。）を提供することにより、商店街活性化に係る支援をすることを目的とする。

支援に当たっては、商店街を中心に参画した人材とコンセプトやターゲットを共有することで、地域が抱える課題を連携・協力して解決する関係性を構築し、商店街再生に向けた取組の持続化を図るものとする。

※他地域での商店街活性化の実践者、商店街活性化に意欲のある若者、活動のフィールドを求める団体、商工団体や市町の担当職員等。

2. 委託業務の内容

(1) 目的達成に必要な年間プログラムの企画・立案・実行

本事業の目的達成に必要な年間プログラムやスケジュールを企画・立案し、委託者と協議のうえ実行すること。なお、事業の確実な進捗を図るために、事業報告会は令和9年2月5日（金）までに開催することを前提に業務全体のスケジュールを組み立てること。

(2) 商店街人材の募集

プログラムに、長崎県内全域から意欲ある人材の参画を促すため、自身が有するネットワーク等も活用のうえ、効果的な周知を実施すること。

① 周知活動

プログラムに商店街人材の参加を促すためのチラシを作成すること。また、チラシのデザインについては、より多くの商店街人材の興味を引くように留意すること。加えて、本チラシを活用し、SNS等で周知を行うこと。

② 商店街人材の募集

2(2)①の周知活動を通じて、プログラムへの参加を希望した商店街人材の取り纏めを行い、県へ報告を行うこと。なお、本プログラムの参加者数は計20名を目安とすること。人材の掘り起こしについては、県と協力して行うこととする。

(3) プログラムの実施

各モデル商店街において、以下のケーススタディを実施すること。加えて、プログラムの実施に当たっては、商店街人材の所属商店街活動の活性化に繋がるアイデア創出、今後の活動プラン明確化に繋がるなど、商店街活性化における実践的なノウハウ習得に繋がるような工夫を施すこと。なお、各回の開催時間を1時間30分から2時間程度とすること。

① 第1回研修会の企画・運営

テーマ：「こども場所」

商店街での「こども場所」づくりを通して地域における商店街の役割を再構築し、普段商店街を利用しない層へと訴求する方法について、商店街関係者が学ぶことを目的とする。

② 第2回研修会の企画・運営

テーマ：「SNS 対策」

商店街活動における SNS の運用について、効果的な発信やフォロワーの集め方など、より実践的な取り組みを商店街関係者が学ぶことを目的とする。

③ 第3回研修会の企画・運営

テーマ：「安心できる商店街づくり」

今後も商店街が安全・安心な場であり続けるために、どのような取り組みが有効であるかについて、商店街関係者が学ぶことを目的とする。

(4) 事業報告会の企画・運営

報告会の開催にかかる一切の業務(会場確保、日程調整、開催通知および周知、当日の運営、専門家への旅費・謝金の支払い、結果のとりまとめ等)を行うこと。

事業報告会は令和9年2月5日(金)までに開催すること。事業報告会においては、プログラムに参画した商店街人材がプログラムを通して商店街にて実践した成果や今後の計画、今後の活動プランを発表する時間を設けること。具体的な開催日時、当日の開催形式については、委託者との協議により決定するが、長崎県内全域に幅広く参加を募り、商店街人材の取組を波及させる機会となるとともに、商店街人材を中心としたネットワーク構築に繋がるよう留意すること。

(5) 以上の(1)～(4)及びその他本業務遂行にあたって必要な業務一式

本業務の実施にあたっては、委託者と綿密に協議のうえ進めることとする。各回にやむを得ず参加できない商店街人材等に対しての対応も検討すること。

3. 事業推進マネージャー等の配置

受託者は、本委託業務の実施に当たり、業務を統括する事業推進マネージャー及び、事業推進マネージャーの指示のもと業務を行うサブマネージャー1名並びにセミナー・ワークショップのタスク管理・制作・記録を行うディレクター1名程度を選定し、業務を遂行すること。

なお、事業推進マネージャーは、本業務を統括し、サブマネージャーへの指導・助言、マネジメントを行うものとし、事業全体を把握し、事業の推進に努めるものとする。

また、事業推進マネージャー等は、委託業務を着実に遂行できる人材とし、業務委託契約締結後、速やかに配置するものとする。

なお、新規雇用による配置又は既職員による配置のほか、直接雇用によらず受託者の判断により法人等に業務委託することも可能であるが、その場合は県の承諾が必要である。

また、本仕様に定めのないサービス、給与、勤務形態関係は、原則として受託者の諸規定によるものとする。

4. 契約期間

契約日から令和9年2月10日（水）まで

5. 契約形態

契約形態は委託契約（請負型）とする。

6. 支払方法

委託料の支払方法は、精算払とする。

7. 業務の報告

受託者は、業務に関する活動状況及び進捗状況について、委託者が必要と認めるときは、報告を行わなければならない。

8. 業務完了報告

(1) 令和9年2月22日（月）までに下記の書類を提出すること。

①業務完了報告書 1部

②実績報告書 ③収支精算書 1部

(2) 納品場所

〒850-0031 長崎市桜町4番1号 長崎商工会館9階

長崎県商店街振興組合連合会

9. 業務の適正な実施に関する事項

受託者は、事業者のプライバシーの保持に十分配慮するとともに、業務上知り得た一切の事項について、業務中はもとより、業務完了後もこれを第三者に漏らすことのないよう、万全の注意を払うものとする。

(1) 個人情報保護

受託者が委託業務を行うにあたって個人情報を取り扱う場合には、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めること。本事業の実施に係る責任者を配置すること。

(2) 守秘義務

受託者は、委託業務を行うに当たり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、または自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。

10. 知的財産権の取扱い

受託者は、本委託業務の実施のために必要な、受託者が従前より有する知的財産権、あるいは第三者が有する知的財産権がある場合には、当該権利の利用及びその費用負担については、受託者の責任において対処するものとする。

11. 著作権の譲渡

受託者は、成果物が著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 2 条第 1 項に規定する著作権に該当する場合は、当該著作物にかかる受託者の著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条の権利を含む）を当該著作物の引き渡しの時に委託者に無償で譲渡すること。

12. 業務の一括再委託の禁止

受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、または請け負わせることはできない。ただし、業務を効果的に行ううえで必要と思われる業務については、書面により委託者の承諾を得て、業務の一部を委託することができる。

13. その他

(1) 本仕様書に明示なき事項、または業務上疑義が発生した場合は、本事業の目的を踏まえ、委託者と受託者の協議により業務を進めるものとする。

(2) 契約締結後、速やかに業務実施に係る計画書（実施内容、スケジュール等を記載）を作成し、委託者の承認を得ること。また、業務の実施にあたっては、委託者と十分協議すること。